

國學院大學學術情報リポジトリ

『吾妻鏡』の文書利用について：
頼経将軍記を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 秀樹, Takahashi, Hideki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000533

『吾妻鏡』の文書利用について

— 頼経將軍記を中心に —

高橋秀樹

はじめに

鎌倉幕府の歴史書である『吾妻鏡』の研究は、諸本研究と史料研究という二つのアプローチで進められてきた。

諸本研究は、江戸時代の林羅山・近藤重蔵らの研究（『吾妻鏡集解』大日本図書、一八九六年、所収）を承けた八代国治氏が諸本を金沢文庫本と関西伝来本とに分類・系統化する見解を示し（『吾妻鏡の研究』吉川弘文館、一九一三年）、いまだにこの説が引用され続けている（関幸彦・野口実編『吾妻鏡必携』

吉川弘文館、二〇〇八年）。その後、一九七〇年代にかけては、新たに発見された島津本や毛利本などの史料紹介のほか、すべての『吾妻鏡』が所詮は寄せ集めであるという益田宗氏の指摘（『吾妻鏡の伝来について』『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）が目される。一九八〇～九〇年代の低迷期を経て、井上聡・高橋秀樹「内閣文庫所蔵『吾妻鏡』（北条本）の再検討」（『明月記研究』五、二〇〇〇年）によって、諸本研究は写本の原本調査に基づく新しい時代に入った。最近では、高橋を代表者とする研究グループによる『吾妻鏡』写本の悉皆的原本調査によって、まったく注目されてこなかった仮名本（南

部本・玉里文庫本) の新出記事や、一部写本の日本語的な文体を解明する手掛かりとなる一部読み下し本(勝海舟旧蔵本)が発見され、北条本・島津本・毛利本の伝本研究の通説も覆った(『島津家本吾妻鏡の基礎的研究』東京大学史料編纂所、二〇一八年)。

原史料研究は、八代国治氏が『吾妻鏡』の編纂材料として、政所の文書記録、問注所の文書記録、諸社寺諸家の文書を挙げ、引用文書とその旧蔵者を列挙した。その中で、八代氏が特に注目したのが、偽文書が多く引用されていることであった。笠松宏至氏も偽文書の引用に着目し、永仁の徳政令後に作成された偽文書が引用されていることから、『吾妻鏡』の十四世紀成立を論じた(『徳政・偽文書・吾妻鏡』『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年。初出一九六三年)。菊池紳一「『吾妻鏡』の編纂材料について」(『埼玉地方史』一八、一九八五年)は、『吾妻鏡』引用文書を高野山文書と比較することで、幕府が積極的に原史料を集めていたわけでないことを指摘した。五味文彦『増補吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、二〇〇〇年、新装版二〇一八年)も、引用文書を中心に、その宛所や差出、記事内容から各將軍記の作成者、利用されている奉行人日記を探る方法をとり、引用文書を、奉行人の記録引用文書、提出された御家人の家文書、

幕府が保管した文書の三つに類型化した。現在では、五味氏の原史料研究が通説的な位置にある。

これに対して高橋は「吾妻鏡原史料論序説」(『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年)で、菊池氏も指摘する頼朝將軍記と頼家將軍記以下の文書引用数の違い、さらに質的な違いにも着目する一方で、天候記載が貴族日記の特徴であることから、天候記載のある記事は日記を原史料としてみるとみられること、天候を有する記事が頼朝將軍記では極端に少なく、奉行人の日記記はほとんど利用されていないなどを指摘した。

さらに、現在の『吾妻鏡』研究は、『吾妻鏡』記事を情報源ごとに分けてその情報分析と史料批判から政治史を再構築しようとする高橋の研究(『鎌倉殿侍別当和田義盛と和田合戦』『宝治合戦記事の史料論』『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年)、藪本勝治氏による『吾妻鏡』の作品論(『吾妻鏡』における〈歴史〉構築の「方法」『国語と国文学』九一—九、二〇一四年)などの方向に進みつつあるが、その基礎になるのは、『吾妻鏡』記事を原史料のレベルに掘り下げることであるから、そのためにも原史料探求の方法を打ち立てる必要がある。

『吾妻鏡』には、これまでの研究が取り上げてきた、文書様式のまま引用している文書のほかに、文書を利用したとみら

れる本文記事（いわゆる「地の文」）が多数ある。『吾妻鏡』のうち、承久元年（一二一九）から寛元二年（一二四四）までの頼経將軍記を主たる素材として、そうした記事を分析し、文書を原史料とする本文記事のパターンを明らかにして、原史料探求のひとつの方法を提示するのが本稿の目的である。

なお、本稿における『吾妻鏡』の引用は、研究者の多くが依拠する『新訂増補国史大系吾妻鏡』（吉川弘文館）に拠らず、最善本である吉川本を底本として北条本・島津本・毛利本で対校した校訂本文に拠った。また、鎌倉幕府追加法は『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』（岩波書店）の第十七刷（二〇〇五年）に拠り、その追加法番号を示したが、同書が典拠とする収載法令集の違いには配慮した。

一、六波羅宛て関東御教書の利用

延応元年（一二三九）四月二十四日条には次のような記事がある。

A 天晴、辰一点召_レ司天之輩_一、去夜奇雲事被_レ尋問_一、維範・晴賢等朝臣不_レ窺見_一之由申_レ之、承和・元曆彗星者、無_レ

本星_一須與消云々、今度分明可_レ窺旨、直被_レ仰付_一云々、今日有_レ評定_一、諸社神人狼藉事、雖_レ相_レ触本所_一、不_レ事行_一之由、六波羅被_レ申_レ之、仍被_レ經_レ沙汰_一、無_レ所_レ過者、可_レ召_レ下_レ其身於_レ関東_一、凡_レ三_レ度相_レ触_一之後、於_レ不_レ叙用_一者、可_レ令_レ注_レ申_一、依_レ他_レ事_一雖_レ訴訟出来_一、永不_レ可_レ有_レ沙汰_一之旨、被_レ仰_レ遣_レ于_レ相模守_一、越_レ後守_一之許_一云々、

前半は天変の記事、後半は「諸社神人狼藉事」に関する幕府の評定記事である。「天晴」という天候記載があり、何らかの記録類に基づく記事であることが想定される。

ところが、『新編追加』・『式目新編追加』・近衛家本『追加』には、類似した内容を持つ同月十四日付の関東御教書が収められている（追加法一一三条）。

A 一 諸社神人狼藉事、就_レ甲乙之訴訟_一、礼明之後、罪科難_レ通之時、雖_レ相_レ触本所_一、不_レ事行_一之間、有_レ煩_一于成敗_一云々、尤_レ不便也、狼藉輩無_レ通方_一者、解_レ却其職_一、隨_レ召_レ給其身_一、可_レ被_レ進_一関東_一也、凡_レ三_レ度相_レ触_一之後、猶_レ不_レ叙用_一者、可_レ下_レ注_レ進_一給_一、依_レ他_レ事_一雖_レ訴訟出来_一、永不_レ可_レ有_レ御沙汰_一也者、可_レ被_レ存_一其旨_一之状、

依_レ仰執達如_レ件、

延応元年四月十四日

前武藏守 判

修理権大夫 判

相模守殿

越後守殿

共通する文字（誤記も含む）には右傍に波線を付した（以下同じ）。『吾妻鏡』記事の後半部分と、この関東御教書を較べると、『吾妻鏡』の「今日有_二評定_一」「六波羅被_レ申_レ之、仍被_レ経_二沙汰_一」という部分以外は、ほぼ同文であることが明らかだろ_う。一方がもう一方を利用して作文していると断じて間違いないレベルの共通性である。日付の違いもどちらかの誤字とみられる。もう一点の『吾妻鏡』記事と関東御教書との関係もみてもみよう。嘉禎元年（一二三五）七月二日条の

B所職所帯并堺相論事、為_二非_レ抛_一者、可_レ被_レ召_二所_レ領_一、無_レ所_レ領_一者、可_レ被_レ処_二罪_一科_一之旨、両方召_二取_レ請_レ文_一之後、可_二糺_レ明_一之由被_レ定、且被_レ仰_二六波羅_一云々、

と、『後日之式条』を出典とする左記の文暦二年（一二三五）

七月二十二日付関東御教書である（追加法七六条）。

B一 所職所帯并境相論之事、源底尋極日、一方之矯飭露顕者也、然沙汰之間、有_二其煩_一歟、然ハ、所_レ申若_レ為_レ非_レ抛_一者、可_レ被_レ召_二所_レ領_一、又無_二所_レ領_一者、可_レ被_レ行_二罪_一科_一之旨、両方之請_レ文取_レ後、可_レ被_レ糺_二明_一也、於_二掠_レ訴_一輩者、請_レ文所_二難_一洪_一也、存_二此等_一之趣、可_レ下_レ令_レ致_二沙汰_一給_上之状、依_レ仰執達如_レ件、

文暦二年七月廿二日

武藏守（在御判）

相模守（在御判）

駿河守殿 掃部助殿

関東御教書には共通しない独自の文言があるが、『吾妻鏡』記事の文言はほぼ関東御教書の文言と同じである。『吾妻鏡』の記事が、この関東御教書に依拠していることは明白だろう。関東御教書は六波羅探題である「駿河守殿」「掃部助殿」を宛所としているが、『吾妻鏡』はこれを「被_レ仰_二六波羅_一」に書き換えている。日付が二日（癸亥）条と「廿二日」付けとで異なっているのは、『吾妻鏡』編纂時に、原史料の脱字により収録する日にちを間違ったものと考えられる。七月二日が癸亥で

あることは正しいので、転写時の脱落ではない。

『吾妻鏡』頼経將軍記には、六波羅に仰せ遣わす形の本文を持つ記事と、六波羅宛て関東御教書型の追加法が併存する同様の事例が、このほか十二例も存在する。左に『吾妻鏡』記事の年月日、天候記載の有無、追加法番号（追加法出典）、※備考を示した。

- C 寛喜三年（一二三二）四月二十一日条、天候なし、追加法二二（『新編追加』ほか六本）・二三・二七（近衛家本『追加』ほか三本）・二八条（『新編追加』ほか三本）
 D 寛喜三年六月六日条、天候なし、追加法三二条（『新編追加』ほか五本） ※『吾妻鏡』本文は諸国に仰せ遣わす
 E 貞永元年（一二三三）十一月二十九日条、天候なし、追加法四三〜五一（近衛家本『追加』） ※十二月十九日付け。他の追加法令集は欠条あり
 F 嘉禎元年七月二十三日条、天候なし、追加法七七〜八九条（近衛家本『追加』ほか二本） ※他の追加法令集は欠条あり
 G 延応元年四月十三日条、天候なし、追加法一〇〇〜一〇三（『新編追加』・近衛家本『追加』）

H 延応元年七月二十六日条、天候なし、追加法一二七条（『新編追加』『式目新編追加』）

I 仁治元年（一二四〇）三月十八日条、天候なし、追加法一三〇条（近衛家本『追加』）

J 仁治元年十二月十六日条、天候なし、追加法一五四〜一五八条（近衛家本『追加』ほか二本）

K 仁治二年三月二十日条、天候あり、追加法一六〇条（近衛家本『追加』）

L 仁治二年六月十日条、天候なし、追加法一六二条（『新編追加』ほか六本）

M 仁治二年十二月十三日条、天候なし、追加法一七一条（近衛家本『追加』）

N 寛元二年八月三日条、天候なし、追加法二一〇条（鳥津家文書ほか、『新編追加』・近衛家本『追加』） ※追加法は寛元元年八月三日付け

いずれも『吾妻鏡』記事に独自内容はほとんどなく、関東御教書からの作文とみて差し支えないものばかりである。年月日に異同もあるが、文字の脱落や誤記に起因する程度の違いである。Kには天候記載があるが、それはこの日の前半の藤原道家に捧

げ物を贈るための使者上洛記事の原史料によるものであり、Aの天候記載も前半の天変記事の原史料となった陰陽師の記録に基づくと考えられるから、六波羅に仰せ遣わす形の記事はすべて天候記載をとまわらないとみていい。これはこれらの記事が記録類ではなく、天候記載のない文書を原史料としていていることを裏付ける。

D「今日及評議云々」、F「今日被_レ定云々」、G「今日被_レ經_二評議_一」、H「今日評定」、J「今日於_二御所_一有_二評定_一」など、幕府の評定で決定され、それを六波羅に伝達したというAと同様の形式で記すものが半数弱ある。しかし、これらの記事も六波羅宛て関東御教書から作文されているのであるから、評定開催については原史料が持つ文言ではない。また、他の記録を原史料とするわけでもない。『吾妻鏡』が『明月記』の記事を引用する際に、京都からの飛脚が伝えたという形式をとるのと同様に、引用の際のひとつの様式とみた方がいいだらう。その日付で六波羅に伝達したことは事実であつても、その日に幕府で評定が開かれたことまでが事実であつたとは限らないわけであるから、『吾妻鏡』に依拠した幕府評定の研究、評定記事の検出には注意を要する。

関連する六波羅宛て関東御教書型の追加法は現存していない

が、六波羅に仰せ遣わしたという形を持つ『吾妻鏡』記事はほかにもある。例えば、寛元元年閏七月六日条のa「洛中辻々簷、雖_レ被_レ定_二員数并立所_一、依_レ無_二其地_一、一兩所于_レ今未作云々、仍今日有_二沙汰_一、彼地事、以_二承久没取注文_一、尋_二出便宜之地_一、可_レ被_二相博_一之由、被_レ仰_二六波羅_一云々」である。

こうした記事は、b貞応二年(二二二三)八月三日条・c貞永元年八月十三日条※・d同年九月一日条・e天福元年(二二三三)四月十六日条・f同年七月九日条・g嘉禎元年五月十三日条・h同年十月五日条・i同年十月六日条・j同年十月二十九日条・k同年六月二十日条・l延応元年九月十六日条※・m仁治二年六月十八日条※・n寛元元年十一月十日条※の計十四件が見える。このうち※を付した四件は、笠松宏至氏が『吾妻鏡』の地の文のみ_二の幕府法_一(前掲『中世人との対話』)で取り上げ、『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』第十五刷以降に「追補吾妻鏡の幕府立法記事」として収録されているものである。これらa・sの記事も、『吾妻鏡』編纂時には存在していた六波羅宛て関東御教書を利用して作文された可能性が高い。さらに、o天福元年五月十九日条の「在京御家人令_二乗車往_二返洛中_一事、又不_レ憚_二大内旧跡_一以_二内野_一用_二馬場_一事、旁依_レ有_二其恐_一、可_レ停止_二之由、今日被_二仰下_一」など、

仰せ遣わす対象として「六波羅」の文言はないが、内容的に六波羅宛て関東御教書が原史料であったと考えられる記事も七件ある（p 天福元年五月十九日条※・q 同年九月二十八日条・r 嘉禎三年三月二十一日条・s 同年八月七日条・t 暦仁元年八月十九日条・u 同年九月十一日条）。そのほとんどは天候記載をともなわない記事で、「評定」の文言をともなう記事も含まれているのは、関東御教書が現存する場合と同様である。

このように、『吾妻鏡』の編纂には多くの六波羅宛て関東御教書が利用されているが、これらの文書は編纂時にどのような形で存在していたのだろうか。京都六波羅の役所に残されていた一枚ずつの文書原本、あるいはこの時六波羅探題だった人物の家に伝わった文書原本、あるいはそれらの案文であった可能性は低い。なぜなら、これまでに挙げた記事は貞応二年から寛元二年までの二十二年間に及んでおり、その間、六波羅探題には北条泰時・時房・時氏・時盛が就いている。本稿で取り上げている頼嗣將軍記・宗尊將軍記にも六波羅宛て関東御教書を原史料とする記事があるから、さらに多くの人物が在任していたことになる。特定の家に伝来した文書とみることはできないだろう。また、鎌倉幕府以外の機関や人物から六波羅に出された文書や六波羅発給文書はこれほどまとまった形では利用され

ていないから、六波羅の役所に保管されていた文書やその控えが『吾妻鏡』の編纂に利用されたとも思えない。想定できるのは、六波羅宛て文書の控えを発給者である幕府側がまとめた文書集である。AからNの追加法の出典は、近衛家本『追加』や『新編追加』を出典とするものが多いが、『後日之式条』のみのBや、法令集に収録されているほか島津家文書などにもみえるNもあり、現存する追加法令集のどれかと一致しているわけではない。法令以外の通達記事もあるから、現存する追加法令集のようなものではなく、六波羅宛て通達文書の案文集だったと考えられる。

頼嗣將軍記の六波羅通達記事の中で注意を要するのが、幕府と朝廷の管轄範囲を示す史料として著名な貞永元年九月一日条である。

d 畿内近国并西国境相論事、共以為公領者、尤可為國司成敗、於庄園者、為領家沙汰、經奏聞、可有聖斷之由被定、且以此趣被仰六波羅云々、

この記事と酷似した記事が同年閏九月一日条にも記されている。

d'畿内西海并近国相論事、共以為「国領」者、可_レ為「国司成敗」、至「庄園」者、可_レ為「本家領家沙汰」之由、被_レ定云々、

「經奏聞、可_レ有_三聖斷」の部分を除くと、「西国」と「西海」、「公領」と「国領」、「領家」と「本家領家」程度の違いであり、前半はほぼ同文と言っていいだろう。一方、追加法令集には、関東御教書型ではなく、評定事書型の追加法（四二条、藤貞幹本『御成敗式目』附尾ほか十本）が収められている。

d) 一 畿内近国并西国堺相論事（去閏九月一日評）

右、共以為「公領」者、尤可_レ為「国司」之成敗、於「庄園」者、為「領家」之沙汰、「經」奏聞、可_レ令_レ蒙_三聖斷、而地頭等任_三自由「相論」之条、儘可_レ被_レ停止、

この追加法には「經」奏聞、「可_レ令_レ蒙_三聖斷」の文言もあり、よりdの九月一日条に近い文章である。追加法の日付から、この境相論の裁定に関して、幕府の評定で決したのが閏九月一日であることは間違いないだろう。その決定に基づいて六波羅宛ての関東御教書が作成され、発給されたのであるから、その日付

が、ひと月前の九月一日ということはありえない。d 九月一日条は閏九月一日付けの関東御教書（奏聞を経て聖断を求める内容を含む）を原史料として作文されたものの、原史料の案文集では「閏」が落ちていたために、『吾妻鏡』は誤った日付で記事を作成し、評定事書から作文したd 閏九月一日条と並存することになってしまったのだろう。

二、問注所宛て関東御教書の利用

『吾妻鏡』寛元元年九月二十五日条の「諸人訴訟事有_三評定、事書人_三見參_二可_レ施行_一之由、被_レ仰_下之_レ処、御成敗遅々、尤以不便、自今以後、付_三奉行人_一、任_三事書_一、早々可_レ成_三御下知_一、又御下知与_三事書_一、於_三問注所_一可_レ令_レ勸合、事書無_二相違_一者、可_レ下_レ之由、被_レ仰_三加賀民部大夫_一」という記事は、訴訟の手続きについて、幕府が「加賀民部大夫」こと三善康持に通達したという内容を持つ。三善康持はこのとき問注所執事の立場にあった。

近衛本『式目追加条々』・後日之式条・大阪市立大学所蔵『式目追加』には同日付の左記の関東御教書が収録されている（追加法二二三条）。

ア一 訴訟事有評定、事書人見参可施行之由、被_レ仰下_レ之後、御成敗遅々、尤以不便、自今以後、付_レ奉行人、任_レ事書、早々可_レ被_レ成_レ上御下知状_一也、兼又御下知状与_レ事書、於_レ問注所_一令_レ勘合_一、事書無_レ相違_一者、可_レ被_レ下知_一也、兩条、可_レ被_レ存_レ知此旨_一之条、依_レ仰執達如_レ件、

寛元々年九月廿五日

武藏守 判

加賀民部大夫殿

文言の共通性からみて、この「加賀民部大夫」宛て関東御教書が、『吾妻鏡』の原史料であることは間違いない。この関東御教書では、六波羅宛てのものとは異なり、本文中に評定開催のことが記されている。同じように、問注所あるいは問注所執事に命じたという内容の文言を持つ『吾妻鏡』記事には、イ寛元元年二月十五日条、ウ同年四月二十日条、エ同年七月十日条、オ同年閏七月七日条、カ同年八月二十六日条、キ同年九月二十五日条と、宗尊將軍記のク建長六年（一二五四）五月一日条の七件がある。いずれの記事にも天候記載はなく、「評定」「評議」があったという形式の記事にはなっていない。このうち、

ウは同日付の三善康持宛て関東御教書（追加法二〇七条、『新編追加』・『式目新編追加』）、オは同年閏七月七日付の三善康持宛て関東御教書（追加法二〇九条、『新編追加』・近衛家本『追加』・『式目新編追加』）、カは同日付の三善康持宛て関東御教書（追加法二二一条、近衛家本『式目追加条々』・大阪市立大学所蔵『式目追加』・『後日之式条』）、キは同日付三善康持宛て関東御教書（追加法二二三条、近衛家本『式目追加条々』・『後日之式条』・大阪市立大学所蔵『式目追加』）、クは三善康連宛て奉行人奉書（追加法二九九条、近衛家本『追加』・『新編追加』・『武家事紀』）が原史料である。ア・イ・エ・キは関連する追加法が現存していないが、同様に関東御教書が原史料なのだろう。

また、ケ仁治二年六月十一日条は「雜人訴訟事、相_レ分_レ固々_一、被_レ付_レ奉行人_一、而度々雖_レ被_レ相触_一、不_レ事行_一之時、申_レ御教書之間、尪弱訴人数反往反、経_レ日月一事不便、自今以後、不_レ可_レ申_レ成御教書_一、以_レ奉行人奉書_一可_レ加_レ下知_一之旨、被_レ仰出_レ云々」とあって、問注所に命じたとは明記されていないが、文言は酷似しているから、左記の延応二年六月十一日付関東御教書（追加法一四六条、近衛家本『式目追加条々』・同『追加』・大阪市立大学所蔵『式目追加』）が原史料であることは間違いない。

〔エ〕 雑人訴訟事、相分国々、被付奉行人畢、而奉行
 人度々雖相触、不事行^レ之時、申^コ成御教書之間、
 延弱之訴人数返往反経^レ日月云々、尤不便、於^レ自今以
 後^一者、都以不^レ可^レ申^コ成御教書、以^レ奉行人之奉書^一
 可^レ加^レ下知^一也、三ケ度不^レ令^レ叙用^一者、可^レ注^コ申事由、
 且為^レ懲^レ傍輩之濫吹、且為^レ慰^レ雑人之愁訴、可^レ被^レ
 行^レ罪科^一也、可^レ被^レ存^レ此旨^一之状、依^レ仰執達如^レ件、
 延応二年六月十一日 前武蔵守判

加賀民部大夫殿

月日は同じであるが、年には「仁治二年」「延応二年」の相
 違がある。『吾妻鏡』編纂時に誤って仁治二年条に入れてしまっ
 た可能性が高い。

カの寛元元年八月二十六日条は、「三島御神事也、以^レ放生
 会流鏑馬射手以下役人^一所^レ被^レ遂^レ行之^一也、為^レ殊御宿願云々、
 今日武州（経時）被^レ遣^レ御書於問注所^一、是武州禪門時有^レ成
 敗^一事、訴人不^レ進^レ懸物押書者、縦可^レ遂^レ問答^一之由、雖有^レ
 御書下^一、不^レ可^レ被^レ召決^一云々、執事加賀民部大夫猷^レ請文^一
 云々、入^レ夜將軍家令^レ移^レ前右馬権頭亭^一御、是小御所并御持

仏堂以下可^レ被^レ壊立^一之間、為^レ被^レ移^レ三十五日御方忌也
 云々」という記事である。これに対して、追加法令集には同日
 付の関東御教書（追加法二一条）と評定事書（追加法二二
 条、『新式目』）が存在する。

〔カ〕 故武蔵入道殿之時有^レ御成敗^一事、訴訟人等不^レ進^レ懸
 物之押書^一者、縦可^レ遂^レ問注^一之由、雖有^レ書下^一、不
 可^レ被^レ召決^一之由、所^レ被^レ仰下^一也、可^レ下^レ令^レ存^レ其旨^一
 給^上、仍執達如^レ件、
 寛元々年八月廿六日 武蔵守判

加賀民部大夫殿

〔カ〕 故武蔵入道沙汰之時、有^レ御成敗^一事、寛元元八廿六
 条々評定事書内

訴人不^レ進^レ懸物之押書^一者、縦可^レ遂^レ問注^一由、雖有^レ
 書下^一、今更不^レ及^レ召決^一之旨、遍可^レ相^レ触奉行^一等^一之
 由、可^レ被^レ仰^レ問注所^一猷、

文言の類似性という点からでは、〔カ〕の三善康持宛て関東御教
 書と〔カ〕の評定事書のどちらが原史料だったのかの判断がつか
 ないが、「武州（経時）被^レ遣^レ御書於問注所^一」という記事本文

を考えあわせると、「不_レ可_レ被_二召決_一云々」までの部分は、[㊦]が原史料であろう。しかし、次の文章、「執事加賀民部大夫献_二請文云々_一」という事実は、[㊦][㊧]のどちらからも作文できない記事である。[㊦][㊧]以外の関連する原史料が利用されたと考えなくてはならない。

前章で取り上げた六波羅宛て関東御教書を原史料とする記事が長期間に見られるのに対して、問注所宛て関東御教書は、延応二年もしくは仁治二年から、寛元元年までの三、四年という限られた時期に集中している。時期が離れた建長六年の記事は、町野家の三善康持とは異なる大田家の三善康連宛てで、しかも原史料となる文書の様式も関東御教書と奉行人奉書の違いがある。問注所宛て文書の案文集が幕府内に保管されていたとしたら、もう少し長期にわたる利用があつてもよさそうである。六波羅に仰せ遣わす形の記事が、幕府内に保管されていた六波羅宛て関東御教書の案文集を利用したのとは、異なる原史料の利用の仕方だったと考えた方がいいのだろう。三善康持や同康連の家に保存されていた文書が編纂に利用されたものと考えておきたい。カのもう一つの原史料も康持の家に保管されていた請文の案文が利用されたのかもしれない。

三、その他の伝達文書の利用

頼経將軍記のうち、六波羅・問注所以外に対する通達文書が利用されたとみられる記事を表1に示した。

①は本文中に、「_レ之旨、被_レ仰_二畿内西国在_一在_一、奥州被_レ下_二御書_一云々」とあることから、新補の守護・地頭の所務に関して発給された、「奥州」（北条義時）署判の「畿内西国在_一」宛て関東御教書が原史料であると考えられよう。

②は「北陸道守護成敗条々事」について「被_レ仰_二式部丞朝時主_一」れた記事である。記事に命令主体や差出は明記されていないが、この時期の幕府の意志は、北条義時単独署判の関東御教書で伝えられているから、この記事は北条朝時宛て関東御教書を原史料としているとみていい。

③には「仍今日重被_レ遣_二御書_一於好方_一」、止_二下向儀_一、閑可_レ授_二彼曲_一之旨被_レ載_レ之云々」の文言がある。神楽・和琴の秘曲伝授に関する多好方との交渉についての記事は、頼朝將軍記の建久二年（一一九二）十二月十九日条・同四年七月十八日条・同十一月十二日条にもある。建久二年十二月十九日条には同日付の「右近将監」（多好方）宛て平盛時奉書が引用されており、

表 1

記事年月日	天候	想定される原史料
①貞応2年(1223)正月23日条	なし	「畿内西国在庁」宛て関東御教書
②貞応2年(1223)10月1日条	なし	北条朝時宛て関東御教書
③寛喜2年(1230)閏正月7日条	なし	多好方(好氏)宛て関東御教書
④貞永元年(1232)4月4日条	なし	各国守護宛て関東御教書
⑤貞永元年(1232)閏9月17日条	なし	二階堂基行宛て関東御教書
⑥嘉禎3年(1237)7月8日条	なし	中原景康宛て関東御教書
⑦嘉禎3年(1237)7月10日条	なし	中原景康請文
⑧暦仁元年(1238)10月12日条	なし	畿内西国守護宛て六波羅御教書
⑨延応元年(1239)5月14日条	なし	宛所不明文書
⑩延応元年(1239)6月6日条	なし	北条時房発給武蔵国国務関係文書

本文は文書内容を要約した上で「所_レ被_レ成_二下御教書於好方之許_一也」と記している。建久四年の記事も、「今日被_レ遣_二御消息於好方_一」_二被_レ成_二政所御下文_一訖」の文言があるから、文書を原史料とすることは明らかである。ただし、好方は建暦元年(一一二二)に八十二歳で死去しているので(『樂所補任』)、寛喜二年の③に「好方」が現存の人物として登場するのは不自然である。この時期に活動していた孫好氏の官職も

右近将監であったから、「右近将監殿」を宛所とする原文書を『吾妻鏡』編者が「好方」宛てと誤解して作文したものと思われる。⑥⑦も神楽関係の記事で、⑥には「く之旨、被_レ遣_二御教書於左近将監中原景康_一」、⑦にはそれへの対応として「景康進_二

領状請文_一云々」の文言がある。景康に関する記事はほかにみえないが、⑥には「是為_二鶴岡御神楽_一也」とあるから、鶴岡八幡宮の楽所に伝来した文書かもしれない。

④は「京都大番事」について「守護人等」に仰せられたという記事である。原史料は各国守護に宛てて出された関東御教書だと考えられる。寛元四年十二月十七日条には「籠_二置悪党并四一半打_一所領可_レ被_レ召事」という事書を持つ「某殿」宛て関東御教書が引用されている。この引用文書は、文書本文も「以此旨_一可_レ令_レ下_二知某国并知行所々_一給_上者」と「某国」の記載になっているから、文書の雛形の形で載せられていた幕府保護の通達文書控えが原史料だったと思われる。この④も特定の守護の家に保管されていた文書と考えられるより、寛元四年の引用文書同様の控えからの作文と考えた方がいいだろう。⑧も「被_レ仰_二含守護人等_一云々」とあるから、守護宛の文書を原史料とするとみられる。ただし、「畿内西国中庄園郷保住人」に関する文書であるから、⑧は六波羅から管轄下の守護宛てに出された六波羅御教書だろう。

⑤は高麗で盗みを働いた肥前国鏡社住人の身柄を守護所に召し渡すように「隠岐左衛門入道」(二階堂基行)に命じたことを記す。原史料は二階堂基行宛て関東御教書であろう。ただし、

ただちに二階堂の家に伝わった文書だとは言えない。鏡社やその官司であった草野永平に関する記事は、頼朝將軍記の文治二年（一一八六）閏七月二十八日条・同年八月六日条・同七日条・同年十二月十日条・建久五年七月二十日条にもあり、このうち二つの記事には藤原経房宛ての頼朝書状や論旨が引用されているから、⑤の関東御教書も一連の鏡社文書だった可能性があるう。

⑨は「訴訟人」に関して「普以被_二触仰_一云々」という文言を持つ。内容から問注所が関与した文書であると考えられるが、宛所は不明である。

⑩は「武蔵国請所等用途事、為_二地頭沙汰_一、毎年可_レ有_二京進_一之所々」とあるから、「武蔵国請所等用途事」という事書を持つ文書から作文された形跡がある。また、「今日被_レ定_二下之_一、当時匠作所_二令_二国務_一給上_也」ともあるから、北条時房が関わった武蔵国の国務関係文書であったと思われるが、詳細は不明である。

以上の伝達文書については、「文書を誰々に遣わされた」、あるいは「_レの由を誰々に仰せられた」という形式の本文に当てはめる形で文書が引用されていた。あるいは「_レの事」と、文書の事書をそのまま載せる形もみられた。こうした本文形式記

事は、文書を原史料としている可能性があるということになるう。

四、権利関係文書の利用

前章では幕府関係の通達文書を取り上げたが、より多いのが所領・所職の安堵・給与・保全や裁判に関わる権利関係文書である。これも一覧を表2として掲げ、以下、主要な記事を分析していく。これらのうち四点には天候記載があるが、8は後半の占いをともなう相撲記事の原史料（陰陽師の記録）、9は後半の北条時氏室出産報告の記録、32は前半の天変地異に関する陰陽師の記録、42は前半の祈雨法に言及した記録に基づくものである。

1は、焼失した北条時房宛ての「伊勢国守護職御下文」が再発給されたという記事である。同国内の十六か所の所領を賜ったとも記す。「匂御厨・丹生山・南堀江・永垣・黒田御厨・両金法師跡以下」の地名が具体的に記されているのは、文書中に書き上げられていたものを転記したからだろう。「御下文」とあるが、この時期、鎌倉殿の下文は発給されておらず、関東下知状を「御下文」と称したものと思われる。

表2

記事年月日	天候	想定される原史料
1 貞応元年(1222)3月3日条	なし	北条時房宛て補任状
2 貞応元年(1222)4月19日条	なし	厳島神社宛て寄進状
3 貞応元年(1222)4月27日条	なし	関東下知状(法橋長詮宛て)
4 貞応2年(1223)4月9日条	なし	上野局宛て補任状
5 元仁元年(1224)10月28日条	なし	関東下知状(小笠原長経宛て)
6 嘉禄2年(1226)4月10日条	なし	河越重員宛て補任状
7 嘉禄2年(1226)5月23日条	なし	本所宛て関東御教書
8 安貞元年(1227)3月27日条	あり	陸奥国小林新熊野社文書
9 安貞元年(1227)5月23日条	あり	法隆寺文書(播磨国鶴荘関係)
10 寛喜元年(1229)10月9日条	なし	北条時房・泰時連署過書
11 寛喜3年(1231)4月2日条	なし	武蔵国留守所宛て奉行人奉書
12 寛喜3年(1231)4月20日条	なし	武蔵国在庁勤状ほか
13 貞永元年(1232)12月23日条	なし	河越文書
14 天福元年(1233)6月20日条	なし	出雲国杵築社文書
15 嘉禎元年(1235)5月16日条	なし	石清水八幡宮文書
16 嘉禎元年(1235)8月21日条	なし	関東下知状(加藤文書)ほか
17 嘉禎元年(1235)12月11日条	なし	宇佐八幡宮文書
18 嘉禎2年(1236)2月22日条	なし	西園寺家文書か
19 嘉禎2年(1236)3月7日条	なし	石清水八幡宮文書
20 嘉禎2年(1236)7月17日条	なし	比叡山宛て文書、善光寺文書
21 嘉禎2年(1236)7月25日条	なし	石清水八幡宮文書
22 嘉禎3年(1237)6月1日条	なし	三浦佐原文書
23 暦仁元年(1238)5月11日条	なし	法家坂上氏文書
24 暦仁元年(1238)6月9日条	なし	紀伊国日前社文書
25 暦仁元年(1238)9月20日条	なし	賀茂別雷神ないし佐々木文書
26 暦仁元年(1238)10月11日条	なし	後白河院法華堂文書か
27 延応元年(1239)2月14日条	なし	佐々木文書
28 延応元年(1239)5月2日条	なし	五十嵐文書の関東下知状、記録
29 延応元年(1239)5月3日条	なし	五十嵐文書の関東下知状
30 延応元年(1239)7月25日条	なし	九条家文書ないし東福寺文書
31 延応元年(1239)9月21日条	なし	中島文書か
32 延応元年(1239)11月1日条	あり	諏訪社文書
33 延応元年(1239)11月5日条	なし	小鹿島文書の関東下知状
34 延応元年(1239)11月9日条	なし	諏訪社文書
35 仁治元年(1240)5月14日条	なし	関東下知状か
36 仁治2年(1241)2月25日条	なし	関東下知状、関東御教書
37 仁治2年(1241)2月26日条	なし	関東下知状
38 仁治2年(1241)5月23日条	なし	大町文書
39 仁治2年(1241)6月16日条	なし	関東御教書ほか
40 仁治2年(1241)9月7日条	なし	細工所文書
41 寛元元年(1243)11月1日条	なし	佐々木文書
42 寛元2年(1244)6月5日条	あり	関東下知状

2 は安芸国千与末地頭職を厳島社に寄進したという記事である。厳島神社文書に拠ったと想定されるが、『吾妻鏡』での厳島社領記事はこれのみである。

3 は源為義女鳥居禪尼一期の後、紀伊国佐野荘地頭職を子息

長詮が相続することを認めた記事で、それに加えて、禪尼の説
明、所領をめぐる長詮兄行忠との争いも記す。鳥居禪尼の所領
関係記事は、頼朝將軍記の建久五年閏八月十二日条・同年九月
二十三日条、実朝將軍記の承元四年(一一二〇)九月十四日条

にも記されている。おそらくこの家（熊野新宮別当家）に伝来し、訴訟の際に幕府に提出された一連の文書が『吾妻鏡』に利用されたのであろう。

4は女房上野局を染殿別当に補任したという記事である。同人の染殿別当補任記事は、頼朝將軍記の文治三年六月八日条・建久六年七月二十八日条（武蔵国染殿）、実朝將軍記の建仁三年（一一〇三）十二月十三日条（武蔵国染殿）にもある。実朝・頼朝による文書発給は代始安堵であらう。3・4ともに、頼朝將軍記・実朝將軍記・頼朝將軍記をまたいで一連の関係文書が利用されている。五味文彦氏は、『吾妻鏡』の編纂が將軍記ごとに各奉行人の家によって行われ、文書は奉行人の記録に載せられたものや奉行人の家に残された文書が利用されたとする。しかし、將軍記をまたいで関連文書が利用されているという実態は、編纂に当たった奉行人が、家ごとに原史料となる文書を抱え込んでいたわけではなく、『吾妻鏡』各將軍記の編纂が共通の原史料をもとにして行われていたことを示している。五味氏は「なお幕府には文庫もあったが（『沙汰末練書』）、それに集積されていた文書や書物が利用されたかというやや疑問がある」と述べるが、幕府そのものの文書保管機能とその利用をもっと高く評価している。

6・11・12・13は、いずれも武蔵国留守所惣檢校職に関する記事である。12の「河越三郎重員本職四ヶ条事、去二日被_レ尋_二下留守所_一、自_二秩父権守重綱之時_一、至_三于畠山次郎重忠_一奉行來之条、符_二合于重員申状_一之由、在_二庁散位日奉実直_一・同弘持・物部宗光等去十四日勘状、留守代帰寂同十五日副状等到來、仍無_レ相違_一可_レ致_二沙汰_一之由云々」という記事からは、「重員申状」「在_二庁散位日奉実直_一・同弘持・物部宗光等去十四日勘状」「留守代帰寂同十五日副状」の三通の文書が存在していたことがわかる。「去二日被_レ尋_二下留守所_一」部分に当たる11の「為_二岩原源八経直が奉者となつてゐる武蔵国留守所宛て奉行人奉書の存在とそれに基づく作文が窺われる。『吾妻鏡』の武蔵国留守所惣檢校職関係の記事については、菊池紳一氏が「惣檢校職」に関する「吾妻鏡」の記事は、河越氏が秩父一族の惣領で、「惣檢校職」を継承する秩父氏の正統な後継者であることを示すため、同書編纂過程の中で作成されたもの（潤色）と考えたい」と述べている。それは『吾妻鏡』編者による潤色ではなく、河越氏の主張が反映された文書が編纂に利用されたからということになるだろう。

「長尾寺院主円海門弟僧為_二受戒_一上洛之間、賜_二路次過書_一、

相州・武州連署状也」の文言がある10は、武蔵国長尾寺（威光寺）の北条時房・同泰時連署の過書が利用されている。威光寺の文書は治承四年（一一八〇）十一月十九日・養和元年（一一八一）正月二十三日・文治元年四月十三日条でも使われており、中でも文治元年の記事は「因幡守広元依_レ加_二下知_一、主計允行政・右馬允遠元・甲斐小四郎秋家・判官代邦通・筑前三郎孝尚等連署云々」と、原史料となった文書の署名部分も記事化している。

22は、「矢部禪尼（法名禪阿）賜_二和泉国吉井郷御下文_一之事、前遠江守盛連依_レ令_二讓附_一也、彼御下文、五郎時頼被_レ持_二向三浦矢部別庄_一云々」に続いて、矢部禪尼の家族関係が記されている記事である。嘉禎年間には藤原頼経家政所下文の発給が確認されるから、この記事の原史料も佐原系三浦氏の家に伝来していた政所下文なのだろう。ただし、「五郎時頼被_レ持_二向三浦矢部別庄_一」の部分は文書の文面からは作文できない。文書端裏等に書き込まれていた情報という可能性もあるが、北条時頼の祖母に対する孝を示す顕彰として、編纂時に加筆されたとも考えられる。

この記事の「御下文」や10の「過書」「連署状」のように、記事中に文書の存在が明記されている記事がいくつかみられ

る。30は「地頭等去年十一月獻_二連署状於禪定殿下_一」「同十二月国司加_二庁宣_一」「去正月任_二国司庁宣_一・地頭等寄進状」「被_レ成_二禪定殿下政所御下文_一」「今日被_レ奉_二御返事_一」と複数の文書に触れている。このように文書名や文書の存在が明記されているのも、文書を原史料とする記事の証左である。

頼経將軍記にはやや長文の訴訟関係記事が散見される。「遂_二一決_一」の文言をともなうて記事化されていることが多い。5は「阿波国麻殖保預所左衛門尉清基与_二地頭小笠原太郎長経_一・日来有_二相論事_一、今日於_二兩國司御前_一遂_二一決_一」で始まり、清基と長経の主張がそれぞれ載せられ、「被_レ棄_二捐清基訴訟_一云々」と、最終的に清基が敗訴したことが記されている。阿波国麻殖^{あは}保関係の記事は文治二年閏七月二十二日・同四年三月十四日・同年八月二十日条にもあるので、一連の文書が利用されたと考えられる。この記事で、それぞれの主張を交互に記す点は関東下知状の形式をとる裁許状に類似しているから、5の記事は関東下知状から作文されたものと思われる。

「薩摩与_二一公員与_二伊豆前司頼定_一相論出羽国秋田郡湯河湊事」に関する33は、小鹿島文書に同日付の「可_下早任_二前薩摩守公業法師（法名公蓮）後判讓状_一、令_中男公員領知_上出羽国秋田郡湯河内湊地職事」という事書を持つ関東下知状が現存し

ている(『鎌倉遺文』五四九六号)。記事中の「被_レ付_二公員_一云々、頼定爲_二妻女父遺領_一之由申_レ之云々」は関東下知状からの作文が可能であるが、「今日於_二御前_一、遂_二一決_一、散位康連奉_レ行之」と記されている裁判の場と担当奉行人の名は関東下知状からはただちに作文できない。ただ、奉行人の名については、関東下知状の年号裏に奉行人のサインがある事例が報告されており、それに拠った可能性がある。

29も「国吉名事、惟重賜_二裁許御下知状_一云々」とあるから、三日付関東下知状の存在を前提としている。その訴訟内容を記す28もその下知状に基づく可能性がある。ただし、訴訟の際の北条泰時の行動を示す「亭主御不例雖_二未快_一、相_二扶_レ之_一令_レ聞_二食其是非_一云々(以_レ締結_二御額_一、被_レ懸_二鶏足_一)」の部分は文書からの作文が不可能なので、別の記録を併用したと考えざるを得ない。関東下知状が発給された三日ではなく、二日に裁判の記事を載せているのも、ほかの記録の日付に拠ったからであろう。

裁判に関しては、判決を交付するための関東下知状作成以前に、問注記や評定事書が作成され、それらは問注所に保管されたと考えられている。『吾妻鏡』の裁判関係記事にはこれらが利用されている可能性もある。他の年月日に一連の関連文書に

基づく記事が存在しない単独記事の場合は、その可能性が高くなるだろう。35仁治元年五月十四日条には「信濃国落合後家尼与_二子息太郎_一有_二相論事_一、今日被_レ經_二評定_一、被_レ棄_二捐子息訴訟_一、且教令違犯、罪科惟重、自今以後、若及_二敵对_一者、可_レ被_レ処_二重科_一云々」という記事があるが、同日「延応二五十四評」の注記を持つ評定事書形式の追加法一四三条(『新編追加』ほか十七本)の末尾には「信濃国落合後家尼与_二子息_一相論之間被_レ定_二之畢_一」と記されているから、この記事などは追加法の元となった評定事書を原史料としているのかもしれない。

ただし、評定事書形式の追加法には評定の日付は記されているものの、評定が開催された場所は記されていないから、裁判の場に関する記述がこうした保管記録に基づくとは言いえない。16の記事の冒頭部分「相州・武州被_レ參_二御所_一、各令_レ着_二于御厩侍上東菰間_一給、評定衆參上、師員・家長・康俊候_二南坐_一(東上)、西阿・義村・行西候_二北方_一、將軍御_二坐于簾中_一」という座席配置も関東下知状からは作文できない記事である。こうした座席配置は、日記の重要な記載事項であるから、日記が併用されたと見ていいだろう。

評定の場として、28には「前武州御亭」、36にも「前武州御前」

と記されている。これが関東下知状を原史料として作文されているとすると、この時期の関東下知状が前武藏守北条泰時の単独署判で出されていることをもって、「前武州御亭」「前武州御前」の作文をしたという想定も可能だろう。しかし、5に「今日於^三兩國司御前^一遂^二一決^一」とあるのも、北条時房・泰時の署判がある関東下知状に拠ったからかという、現存するこの時期の関東下知状は北条泰時の単独署判のみであるから、必ずしも署判による作文とも言い切れない。さらなる検討が必要だろう。

おわりに

これまで『吾妻鏡』の記事の多くは奉行人の日記に基づくと考えられてきた。しかし、本稿での検討によつて、文書様式のまま引用されている以外にも、多くの文書が原史料として利用されていることが明らかになったと思う。本稿で取り上げた事例は、『吾妻鏡』の頼経將軍記部分の、しかも文書を原史料とする可能性がかなり高い記事のみであり、文書を原史料とする可能性のある記事はこのほかにもまだまだたくさんある。天候を有する日条であっても、複数の内容から構成されている記事

の場合は、日記に拠る記事と、文書を原史料とする記事とが組み合わさっている場合も少なくない。記事内容、さらには情報源ごとに原史料を明らかにし、その質の高低を判断して、史料批判をした上で、初めて、『吾妻鏡』を有効な史料として使うことができるのである。

注

- (1) この報告書には、高橋秀樹「吾妻鏡の諸本」、同「吾妻鏡諸本書誌データ」、同「吾妻鏡主要諸本冊別特徴一覽」、井上聡『『吾妻鏡』諸本異同表(稿)』、藤本頼人「島津本吾妻鏡の伝来と利用をめぐって」、井上聡・高橋秀樹「内閣文庫所蔵『吾妻鏡』(北条本)の再検討」(※再録)、高橋秀樹・遠藤珠紀「翻刻仮名本吾妻鏡」が収録されている。
このほか、注目される諸本については、高橋秀樹「吾妻鏡探訪記」(『いずみ通信』四一・二〇一五年)、同「天理大学附属天理図書館所蔵の『吾妻鏡』」(『古文書研究』八〇・二〇一五年)でも報告している。
- (2) 『中世法制史料集』は、法令集の「十四日」を『吾妻鏡』によつて「廿四日」に改めている。しかし、『吾妻鏡』の方が正しいと断じることができない。
- (3) 益田宗「吾妻鏡の本文批判のための覚書―吾妻鏡と明月記との関係―」(『東京大学史料編纂所報』六一・一九七二年)。
- (4) tの天候記載は同日の御霊祭祀の原史料に基づくものと考えられる。bは吉川本のみ「小雨」とあるが、内容は評議の結果を六波羅に伝えたというこの記事のみである。貞応二年を含む吉川本巻二十五

(北条本・島津本・毛利本では卷二十六)は極端に記事が少なく、おそらくは抄出本しか現存していないと考えられる巻である。本来は天候記載を含む別の記事があったものの、その部分が伝来の過程で省略され、現状の記事になったのだろう。原史料研究は、こうした諸本間の異同や伝来過程も踏まえる必要がある。

(5) 五味氏前掲書。

(6) 「武蔵国留守所惣檢校職の再検討―『吾妻鏡』を読み直す―」(『鎌倉遺文研究』二五、二〇一〇年)。

(7) 高橋一樹「訴訟文書・記録の保管利用システム―鎌倉幕府の文庫と奉行人の「家」―」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年。初出は二〇〇二年)。

(8) 同右。

【付記】本稿は、JSPS 科研費18H0562519K20831、および東京大学史料編纂所拠点研究による成果である。なお、平成三十一年四月の国史学会例会における報告の際には、質問の形で多くの示唆を得た。謹んで謝意を表したい。